

公の施設使用料の見直しについて

1 使用料見直しの背景と目的

(1) これまでの公の施設使用料の見直しの経過

- 公の施設使用料は、平成 17 年の市町村合併後、旧市町村の施設間においてばらつきがあったことから、平成 19 年度に、使用料の水準統一を主眼とした見直しを行った。
- 当時の見直しでは、使用料収入と施設の維持管理経費との関係についての考え方が十分に整理されず、受益者負担の適正化の観点からの見直しが課題として残された。

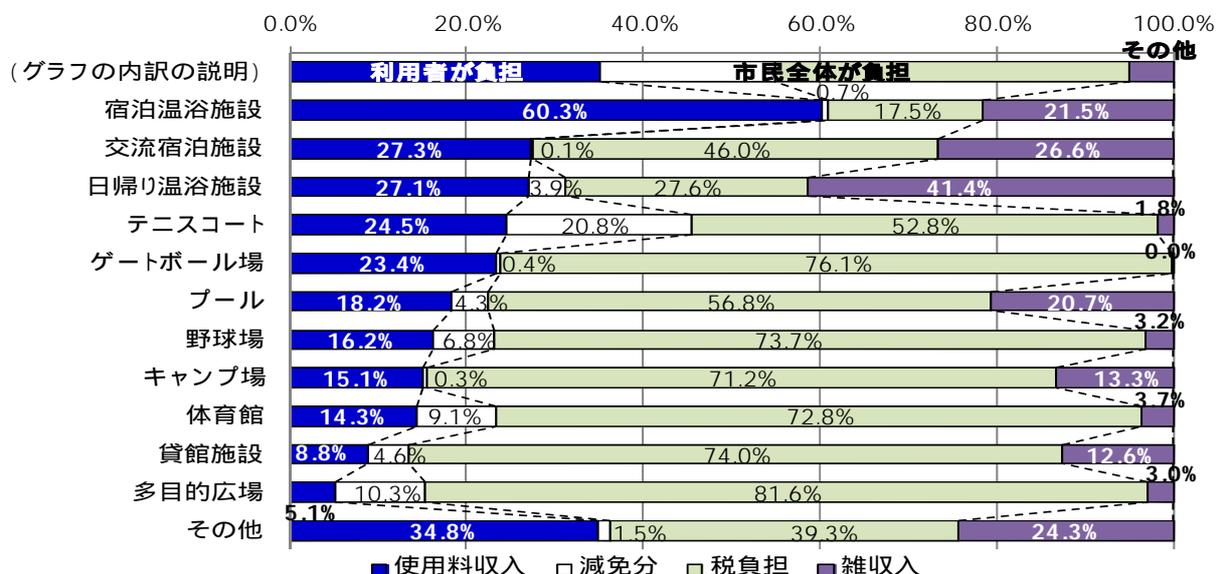
(2) 第 4 次行政改革推進計画における位置付け

- 上記(1)の課題を踏まえ、平成 23 年 5 月に策定した第 4 次行政改革推進計画では、「受益者負担の適正化」を具体的な取組項目として掲げ、「施設の維持管理コスト及び受益者負担の観点から、同種施設毎に標準施設使用料を設定し、それを基本として、施設の老朽化度や設備等の充実度に応じて個々の施設の使用料を設定し適用する」ことを目指し、見直しを進めることとした。

(3) 施設使用料の水準と受益者負担の現状

- 現在、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合は低い水準にとどまっており、結果として、施設を利用しない人を含む市民の税金によって維持管理経費の多くを賄っている状況にある。
- また、同種の施設において、老朽の度合いや設備等の充実度などサービス水準が異なる場合であっても、同一の使用料となっており、施設の性能やサービスの程度に応じた負担の差別化が図られていない。
- こうした状況を踏まえ、現行の公の施設使用料について、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保する「受益者負担」の観点、施設の性能・サービスの状況に応じた負担の明確化・差別化を図る観点から、それぞれ見直しを行うものである。

【主要な施設カテゴリーにおける維持管理経費に対する使用料収入の割合（平成 24 年度決算ベース/指定管理施設含む）】



2 使用料見直しの検討対象施設

- ・ 使用料見直しの検討対象施設は、939 の公の施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）のうち、法令等の規制により市独自の料金設定、又は料金設定そのものが困難な施設等を除く 215 施設とする。

* 使用料見直しの対象施設（平成 26 年 10 月 21 日現在）

| 区分 | 施設数 | 内訳 |
|--|-----|--|
| ・ 法令等の規制や不特定多数が利用する施設の性質上、料金の設定・改定が困難な施設 | 405 | ・ 小・中学校、幼稚園、公園、養護老人ホーム等 |
| ・ コスト計算による使用料設定になじまない施設、政策的に使用料を設定する施設 ・ 平成 26 年度末までに再配置を予定している施設 | 319 | ・ 日帰り・宿泊温浴施設、コミュニティプラザ、屋外ゲートボール場、霊園、漁港等 ・ 農村地区多目的集会所、こどもの家等 |
| ・ 使用料見直しの検討対象施設 | 215 | ・ 集会施設、体育施設等 |
| 合 計 | 939 | |

上記の施設数の区分は、今後の精査により変動する可能性あり

3 見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の適正化

- ・ 施設の維持管理経費の大部分が、施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄われている現状を踏まえ、施設の維持管理経費に基づく使用料を算定し、施設利用者から利用に応じた適正な負担を求めることにより、施設利用者と施設利用者以外の負担の公平性を確保する。

(2) 施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定

- ・ 現在、使用料が同額であるにもかかわらず、老朽の度合いや設備等の充実度など施設の性能やサービス水準が異なり、利用者の便益に差が生じている状況にある。
- ・ このことを踏まえ、使用料の算定に当たっては、集会施設、体育館等の施設カテゴリー毎に、こうした施設の付加価値を評価する基準を設け、当該基準により補正（以下「価値補正」という。）するものとする。

(3) 使用料収入の確保

- ・ 施設の維持管理経費を踏まえ算定した使用料が現在の使用料を下回った場合は、維持管理経費に対する使用料の充当割合が総じて低い状況にあること等を踏まえ、使用料収入の確保の観点から、使用料の引下げは行わず、現在の使用料を維持することを基本とする。

4 使用料の算定方法

(1) 受益者負担とする経費の範囲

- ・ 使用料の算定に用いる経費は、施設の受付・維持管理業務等に従事する職員の人件費、光熱水費、修繕費など、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）とする。
- ・ 一方、建物建設費（減価償却費を含む）、土地購入費、施設の本体にかかる大規模な修繕費など、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）については、市民全体の財産の整備に要する経費という観点から税負担が適当と考え、使用料の算定に用いる経費に算入しない。

(2) 施設の付加価値に応じた補正（価値補正）の考え方

- ・ 上記3(2)の考え方に基づき、貸館施設、体育館、テニスコート等のカテゴリ毎に設備の充実度や経過年数等の付加価値を評価する基準を設定し、当該基準に基づき施設毎の負担割合を設定する。
- ・ 負担割合については、以下に示す評価基準を点数化し、当該点数に応じて 100%、75%、50%の三段階で設定する。

* 施設の付加価値を評価する基準

| 区分 | 基準の例 |
|-----------|---|
| 施設の新しさ | 施設の築年数、耐震対応 |
| 施設・設備の充実度 | 冷暖房設備・管理人・照明設備・シャワー・トイレ等の有無、競技場等の面積・面数・材質、屋内・屋外の別（プール）、炊事場・水洗トイレ・コテージの有無（キャンプ場） |
| 利便性 | 公共交通機関への接続の有無、駐車場の収容台数の多寡 |

* 価値補正のイメージ

| | |
|--|------------------------|
| 施設の付加価値 | 高い ←————→ 低い |
| 価値補正の割合 (ここでいう価値補正の割合は、施設利用者から負担してもらう維持管理経費の割合を示す。) | 100% 75% 50% |

(3) 具体的な算定方法

基本的な算定方法

- ・ 使用料は原則として、次の考え方により算出する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正} (100\% \sim 50\%)$$

各施設の付加価値に応じて負担割合を調整
「付加価値が高い:100%」~「付加価値が低い:50%」

施設の態様に応じた算定方法の例

- ・ 上記のほか、必要に応じて施設の態様に応じた算出を行う。

《占用利用施設（会議室、体育館等）》

$$\text{使用料(1室・1時間)} = \text{原価(1m}^2\cdot\text{1時間当たりの経費)} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の維持管理経費} \div \text{貸出スペースの総面積} \div \text{利用可能時間}$$

《共用利用施設（プール等）》

$$\text{使用料(利用1回)} = \text{原価(利用者1人当たりの経費)} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の経費} \div \text{年間目標利用者数}$$

《照明設備》

$$\text{使用料(1時間)} = \text{原価(1時間当たりの電気料)} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{基本料金} \div \text{利用可能時間} + \text{電力量料金(1時間当たり従量料金)}$$

照明設備のうち、電気料金契約が施設本体等と同一である等の理由から、原価計算が困難な施設は、他の照明設備の使用料水準を勘案するなど、算定方法を検討する。
貸出備品等の附属設備は、総じて古い備品が多く、種類も多岐にわたるなど、統一的な基準に基づく見直しが難しい状況にあること等を踏まえ、現行の使用料は変更しない（消費税率引き上げに伴う見直しは除く）。

(4) 激変緩和措置等

- ・ 上記(3)により算定した使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、激変緩和措置として上限額を設定する。
- ・ 改定上限額は、現行使用料の 1.5 倍を原則とする。但し、当該料金が民間や近隣自治体の料金水準と比較し特に低廉である場合は、別途対応を検討する。
- ・ 激変緩和措置を行った使用料については、3年毎に予定する定期的な見直しの際、改めて原価計算等を行った上で、必要に応じて改定を行う。

5 使用料改定の事例

- ・ 上記 4 の方法に基づき算出した使用料の改定料金の事例は以下のとおりである。

* 使用料の改定料金の事例

貸館施設

(単位：円/時)

| 施設名 | 現行料金 | 原価 (1時間当たり経費) | 価値補正係数 | 改定案 (×) | 備考 |
|------------------------|------|------------------|--------|--------------|------------|
| 市民プラザ (第一会議室) | 700 | 1,450 | 1.00 | 1,050 | 改定上限 1.5 倍 |
| 直江津学びの 交流館(多目的ホールA) | 290 | 1,420 | 1.00 | 430 | 改定上限 1.5 倍 |
| レインボーセンター(和室 (松)) | 160 | 320 | 0.75 | 240 | |
| 公民館諏訪分館(和室) | 100 | 40 | 0.50 | 100 | 料金据え置き |

体育館

(単位：円/時)

| 施設名 | 現行料金 | 原価 (1時間当たり経費) | 価値補正係数 | 改定案 (×) | 備考 |
|------------|-------|------------------|--------|--------------|------------|
| 上越市総合体育館 | 1,000 | 2,650 | 1.00 | 1,500 | 改定上限 1.5 倍 |
| 高田スポーツセンター | 500 | 1,290 | 0.75 | 750 | 改定上限 1.5 倍 |

テニスコート

(単位：円/時間・面)

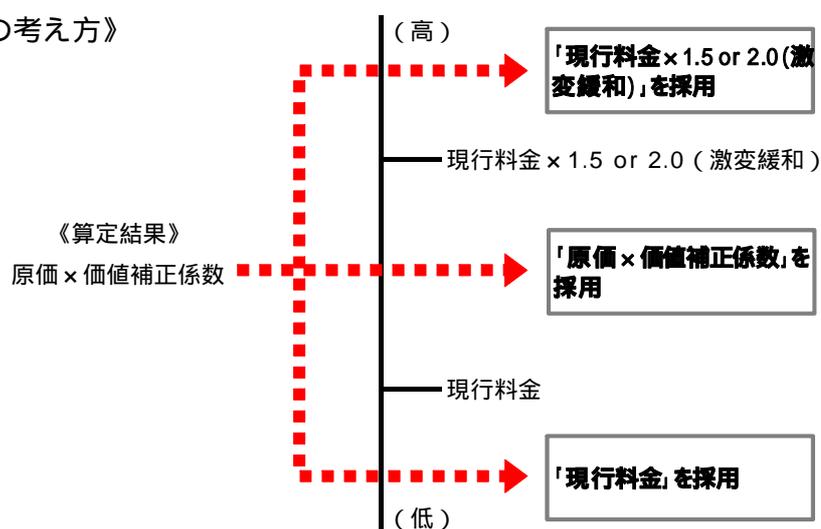
| 施設名 | 現行料金 | 原価 (1時間当たり経費) | 価値補正係数 | 改定案 (×) | 備考 |
|--------------|------|------------------|--------|--------------|----------------------------------|
| 総合運動公園テニスコート | 250 | 1,140 | 1.00 | 500 | 近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする |
| 吉川テニスコート | 250 | 124 | 0.75 | 250 | 料金据え置き |

野球場

(単位：円/時)

| 施設名 | 現行料金 | 原価 (1時間当たり経費) | 価値補正係数 | 改定案 (×) | 備考 |
|----------|------|------------------|--------|--------------|----------------------------------|
| 今泉スポーツ広場 | 200 | 1,120 | 1.00 | 400 | 近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする |
| びょうぶ谷野球場 | 200 | 630 | 0.75 | 400 | 低廉のため改定上限を2倍とする |
| 高士スポーツ広場 | 100 | 180 | 0.50 | 100 | 料金据え置き |

《改定案の考え方》



使用料見直しの検討対象とする 215 施設のうち、現時点で使用料の値上げが見込まれる施設は 82 施設 (37.6%)

6 その他

(1) 改定期間及び定期的な見直し

- ・ 今後、算定内容等を精査した上、平成 27 年 3 月の市議会定例会に使用料改定の条例改正案を提案し、周知期間を設けた上で、同年 10 月からの施行を目指していく。
- ・ なお、本方針に基づき、3 年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を改定する。

(2) 市外利用者の取扱い

- ・ 公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）及び使用料分を除く維持管理経費については、当該市民が負担している。また、利用状況からみて、市民以外の利用者が利用する場合に、市民の利用が制約されている事例もあることから、市民と市民以外の利用者の使用料を区分し設定する。
- ・ 具体的には、集会施設及び体育施設について、市外利用者の使用料は、通常料金の 200% とする。

(3) 営利・営業目的利用の取扱い

- ・ 営利・営業目的の利用については、割増料金の設定が施設毎に異なるケースが見受けられることから、集会施設、体育施設については、この度の改定とあわせて通常料金の 200% として統一を図る。

(4) 消費税率の引上げに伴う対応

- ・ 消費税率は、平成 26 年 4 月に 5% から 8% となり、また、平成 27 年 10 月には 10% への引上げが予定されていることから、上記 2 の使用料の見直し対象施設のほか、今回使用料の見直しを行わない施設についても、消費税の適正な転嫁の観点から対応を検討する。

(5) 適切な維持管理と利用率の向上

- ・ 施設使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、一層の効率的・効果的な施設運営に取り組むものとする。
- ・ また、施設の有効利用の面から、引き続き利用率向上に努めるものとする。

7 公の施設使用料の減免基準の見直しについて

(1) 減免制度の現状と課題

- ・ 施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき 50% 又は 100% の減免措置を行っている。
- ・ 使用料の減免額について、維持管理経費に対する減免額の割合を施設の種類別にみると、テニスコートで 20.8%、体育館で 9.1% など、体育施設において特に高い状況にある（平成 24 年度決算ベース）。
- ・ また、平成 22 年度に実施された施設使用料の減免に関する事務にかかる行政監査において、「減免理由の根拠が不明確なもの」、「減免基準に該当すると思われるが適用してい

ないもの」、「利用者や利用実態が同じと思われる事例が施設によって減免の適否や減免率の取り扱いが異なるもの」等の指摘を受けた経緯があり、この間是正に努めてきたが、更なる適正化に向け、減免基準をより明確にし、運用の統一化を図る必要がある。

- これらのことから、施設使用料と減免基準の一体的な見直しを行うことにより、受益者負担の適正化を確保していく必要がある。

(2) 利用者の意向の把握等

- 減免基準の見直し方針の策定に当たっては、市政モニターアンケート、施設窓口アンケート、「(仮称) 公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会」等により、施設利用者、施設利用者以外のそれぞれの意見等を参考に取りまとめるものとする。

* 減免基準の見直し方針の検討方法

| | 市政モニターアンケート 【別添参考資料参照】 | 施設窓口アンケート 【別添参考資料参照】 | 公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会 |
|------|-----------------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 目的 | 一般の市民、特に施設を利用しない市民の意見を把握する。 | 施設利用者の意見を把握する。 | 様々な立場からの意見をいただき、基準策定の参考とする。 |
| 対象 | 市政モニター424人 (無作為抽出) | 集会施設、体育施設 88施設の利用者 | 学識経験者、施設利用者、指定管理者、公募市民等からなる委員10名程度 |
| 実施時期 | 26年7月23日~8月12日 | 26年8月11日~9月5日 | 26年10月~27年3月(予定) |

8 使用料改定のスケジュール案

| 時期 | 使用料の見直し | 減免基準の見直し |
|----------------|--|------------|
| 平成26年 9月26日 | 特別委員会(使用料見直しの基本方針) | |
| 10月~11月 | 特別委員会(使用料改定案) 地域協議会への「使用料見直しの基本方針」の説明(~12月) | 第1・2回懇談会 |
| 12月 | 地域協議会への諮問・答申(~27年1月) 減免基準見直しの考え方等もあわせて説明 | 第3回懇談会 |
| 平成27年1月 | | 第4回懇談会 |
| 3月 | 条例改正(3月定例会) | 新たな減免基準の確定 |
| 4月~ | 市民への周知 | 上記基準の周知 |
| 10月~ | 新使用料の適用 | 上記基準の適用 |